

12 月議会に係る記者会見会議録

2019（令和元）年 11 月 25 日（月）午前 11 時～
市役所本庁 4 階 406 会議室

1. 市長からの発表

11 月下旬となりました。秋も深まり朝夕の冷え込みに、冬の気配を感じるようになります。インフルエンザも流行する時期でもありますので、皆さん体調管理には十分に気を付けていただきたいと思います。

本日、12 月議会定例会の招集告示をしました。

本日午前中に、議会運営委員会が開催され 12 月 2 日に開会し、25 日までの 24 日間の会期で開催されることになりました。

この 12 月議会定例会には、補正予算 8 件・条例制定など 36 件あわせて 44 議案を提出することとしています。

一般会計補正予算について、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 5 千 8 百 5 万 3 千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 4 百 5 2 億 9 千 9 百 38 万 6 千円とするものです。

補正の主なものとして、歳出の総務費では、来年 4 月開館予定の伊賀市ミュージアム青山^{うたのいえ}讃頌舎開館準備経費に 4 百 58 万 7 千円を計上しています。これは、開館に向けて、施設改修工事や備品購入、開館後の企画展等の準備などに要する経費によるものです。

また、空家等対策推進事業経費に 2 百 20 万円を計上しています。これは、来年 5 月の伊賀上野城下町ホテル開業に向けて誘客を促進するため、国の補助を受けて情報発信に要する経費によるものです。

衛生費では、資源化ごみ処理及び施設維持管理経費に 6 百 60 万円を計上しています。これは、さくらリサイクルセンター資源化ごみ処理施設における火災予防のための消化施設増設に要する経費によるものです。

また、汚泥再生処理センター建設事業では、9 億 8 千 5 百 5 万 6 千円を減額しています。これは、現在、試験運転中の浄化センターの外構工事を引き続き次年度も行うこととなったことに伴い、工事期間変更の必要が生じたことから、次年度に計上のための減額補正です。

なお、市民の皆さんのし尿処理に関する日常生活には、特に影響はありません。

次に、災害復旧費では、台風等の被害に対する農林施設災害復旧事業 1 億 4 千 9 百 1 万円及び、公共土木施設災害復旧事業 8 千万円、その他公共・公用施設災害復旧事業 5 千 2 百万円などを増額しています。

補正予算以外の提出議案では、条例関係で、制定が2つあり、議案第139号「伊賀市文化振興条例の制定について」では、伊賀市文化振興ビジョンに基づき、基本理念や基本方針を明確に規定するとともに、市民や地域等の役割、文化芸術振興計画の策定、文化振興審議会の設置等を規定するものです。

議案第140号は、伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎の設置及び管理に関する条例の制定について」を提出します。

2. 12月議会提出議案について

令和元年第6回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（案）（予算議案を除く。）

議案 番号	件 名	提案理由及び内容	担当部署
139	伊賀市文化振興条例の制定について	【制定理由】伊賀市の文化芸術振興を総合的かつ計画的に推進するため。 【条例の内容】伊賀市文化振興ビジョンに基づき、基本理念や基本方針を明確に規定するとともに、市民や地域等の役割、文化芸術振興計画の策定、文化振興審議会の設置等を規定する。 【施行期日】公布の日	文化交流課
140	伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎の設置及び管理に関する条例の制定について	【制定理由】伊賀市の文化芸術振興に資することを目的として、「伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎」を設置するため。 【条例の内容】施設の設置、位置、管理方法、休館日、開館時間、観覧料等について規定する。 【施行期日】令和2年4月1日	文化交流課
141	伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	【改正理由】令和2年4月から導入される会計年度任用職員制度において、フルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象とされたことに伴い、給料を支給される非常勤職員の公務災害補償に係る補償基礎額についての規定を新たに整備するため。 【改正内容】給料を支給される非常勤職員の補償基礎額について、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する常勤職員の平均給与額の例により、実施機関が市長と協議して定める額とすることを規定。 【施行期日】令和2年4月1日	人事課

142	伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について	【改正理由】令和元年8月に、民間との格差解消のため、行政職俸給表を基本に均衡を保った形で引き上げるとする人事院の勧告があり、住居手当や勤勉手当も引き上げを行うこととされ、市においても準用するため。 【改正内容】 ①給料表（行政職給料表及び医療職給料表）の初任給及び若年層の給料月額を引上げ ②勤勉手当を年間0.05月分引上げ ③住居手当の改定（住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引上げ、手当額の上限を1千円引上げ） 【施行期日】①②公布の日（平成31年4月1日から適用） ③令和2年4月1日	人事課
143	伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由】行政サービス巡回車利用者の利便性向上と利用者の拡大を図るため。 【改正内容】行政サービス巡回車に、乗車券10枚分の金額で11回利用できる回数券と定期券を新たに設ける。 【施行期日】令和2年4月1日	交通政策課
144	伊賀市駐車場条例の一部改正について	【改正理由】市営駐車場の適正な管理を継続するため、市営駐車場の料金を改定する。 【改正内容】市営白鳳門駐車場、市営上野公園第1駐車場、市営上野公園第2駐車場、市営上野公園第3駐車場及び市営だんじり会館駐車場の料金を引き上げる。 【施行期日】令和2年4月1日	管財課
145	伊賀市市税条例の一部改正について	【改正理由】三重県県税条例が改正され、令和2年4月30日を申告納付期限とする事業年度から法人県民税のみなし減免申請が可能となったこと並びに自動車税種別割の知的障がい者及び精神障がい者に係る減免の範囲について見直されたことから、県に準じて改正する。 【改正内容】 ①法人市民税については、みなし減免申請を適用し、該当法人において書類提出を不要とする。 ②軽自動車税種別割については、今までは減免の対象ではなかった知的障がい者及び精神障がい者本人が運転する場合についても、減免の対象とする。 【施行期日】①令和2年4月1日 ②公布の日	課税課

146	伊賀市斎苑条例の一部改正について	【改正理由】現在の斎苑使用料は、平成 23 年4月に定めたもので、今後の斎苑業務に係る維持管理経費の増額が見込まれるため、また、「定住自立圏共生ビジョン」連携事業である「施設の相互利用」の推進を図るため。 【改正内容】斎苑使用料を引き上げるとともに、定住自立圏域向けの料金を新設する。 【施行期日】令和2年4月1日	市民生活課
147	伊賀市印鑑条例の一部改正について	【改正理由】令和元年9月の総務省通知に基づき、マイナンバーカードの交付に係る整備を行うことに伴い、マイナンバーカード又は電子証明書の有効期間満了時に、印鑑証明書の発行等に影響が出ている状況を改善するため。 【改正内容】印鑑登録証の特例とされているマイナンバーカードの位置付けについて改める。 【施行期日】公布の日	戸籍住民課
148	伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由】 ①三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所が運転を終え、可燃ごみを市内の民間施設において焼却処理することとしたことから、さくらリサイクルセンターの事業内容を変更するため。 ②浄化センターの新施設が来年度から本稼働することに伴い、これまで伊賀南部浄化センターに搬入されていた青山地区のし尿及び浄化槽汚泥を新施設で受け入れ、処理するため。 【改正内容】 ①さくらリサイクルセンターの事業内容を「可燃ごみの固形燃料化処理」から「可燃ごみの中継」に変更する。 ②し尿及び浄化槽汚泥の処理区域等を変更する。 【施行期日】①公布の日 ②令和2年4月1日	さくらリサイクルセンター 浄化センター
149	伊賀市地区市民センター条例の一部改正について	【改正理由】公共施設最適化計画に基づき、耐震性のない西柘植地区市民センターを、複合施設とするふるさと会館いがへ移転するため。 【改正内容】西柘植地区市民センターの位置を「伊賀市下柘植 6243 番地」に改める。 《廃止する条例》ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例 【施行期日】令和2年4月1日	伊賀支所振興課

150	伊賀市固定資産評価 審査委員会条例の一 部改正について	【改正理由】「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正されることに伴う。 【改正内容】引用している法律名及び条項名を改める。 【施行期日】情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日	固定資産評 価審査委員 会
151	伊賀市障がい者支援 多機能型事業所の設 置及び管理に関する 条例の一部改正につ いて	【改正理由】現在、伊賀市障がい者支援多機能型事業所の定員を障害福祉サービス種別ごとに規定しているが、利用者の状況・希望等に応じ、柔軟なサービス提供を可能とするため。 【改正内容】障害福祉サービス種別ごとの定員から事業所のみ の定員に改める。 【施行期日】公布の日	障がい福祉 課
152	伊賀市放課後児童ク ラブ設置及び管理に 関する条例の一部改 正について	【改正理由】令和 2 年 4 月から新居小学校と長田小学校を統合し、上野北小学校となることに伴う。 【改正内容】新居放課後児童クラブの名称を上野北放課後児童クラブに変更する。 【施行期日】令和 2 年 4 月 1 日	こども未来 課
153	伊賀市給食センター 設置条例の一部改正 について	【改正理由】伊賀市の小学校給食についての基本方針に基づき、老朽化の著しい阿山給食センターを廃止し、新たに小学校給食センターを設置するため。 【改正内容】阿山給食センターの設置規定を削り、いがっこ給食センター元気の設置について規定する。 【施行期日】令和 2 年 4 月 1 日	学校教育課
154	伊賀市公民館条例の 一部改正について	【改正理由】 ・いがまち複合施設整備計画に基づき、ふるさと会館いがの一部をいがまち公民館の貸室とするため。 ・閉館する柘植公民館の使用料の規定を削除するため。 ・いがまち公民館、阿山公民館、大山田公民館及び青山公民館の使用料を見直し、改定するため。 【改正内容】 ・いがまち公民館の位置に、「下柘植 6243 番地」を加える。 ・いがまち公民館の使用料に、「小ホール」及び「和室」の使	生涯学習課

		用料を加える。 ・ 柘植公民館の使用料の規定を削る。 ・ いがまち公民館、阿山公民館、大山田公民館及び青山公民館の使用料を引き上げる。 【施行期日】 令和2年4月1日	
155	伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	【改正理由】 今後の人口減少社会等を見据え、効率的で効果的・持続可能な常備消防体制を構築するため。 【改正内容】 東消防署及び南消防署を分署とするため、消防署の設置規定から削除し、中消防署を伊賀消防署に改称する。 【施行期日】 令和2年4月1日	消防総務課
156	伊賀市営共同浴場条例の廃止について	【廃止理由】 利用者が年々減少を続けている伊賀市営共同浴場しろなみ湯を、老朽化が著しく、耐震もないことから廃止するため。 【施行期日】 令和2年4月1日	同和課
157	伊賀市火葬場設置条例の廃止について	【廃止理由】 近年、使用実績がなく、地区からも閉鎖の要望が出ている下郡火葬場を廃止するため。 【施行期日】 令和2年1月1日	同和課
158	柘植歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の廃止について	【廃止理由】 近年、入館者数が減少傾向にあり、耐震基準を満たしていない柘植歴史民俗資料館を、公共施設最適化計画に基づき、伊賀支所等のふるさと会館いがへの移転に合わせ、資料展示機能をふるさと会館いがへ移設し、閉館するため。 【施行期日】 令和2年4月1日	文化財課
159 ～ 166	指定管理者の指定について	【提案理由】 指定管理期間が満了する 27 施設及び新たに指定管理者制度を導入する 1 施設について、令和2年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 【対象施設】 ・ 上野運動公園野球場ほか 19 施設 ・ いがまちスポーツセンター ・ 大山田東グラウンド、大山田東体育館 ・ 伊賀市総合福祉会館 ・ 新居放課後児童クラブ ・ 三訪放課後児童クラブ ・ 西柘植放課後児童クラブ ・ 赤井家住宅	スポーツ振興課 医療福祉政策課 こども未来課 伊賀支所住民福祉課 中心市街地推進課

167	公平委員会委員の選任について	【提案理由】公平委員会委員1人の任期が令和元年12月24日に満了するため、後任の公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。 候補者：《新任》本城 祐貴 氏 任 期：令和元年12月25日から4年間	公平委員会													
168 ～ 173	固定資産評価審査委員会委員の選任について	【提案理由】固定資産評価審査委員会委員5人の任期が令和元年12月8日に、1人の任期が令和元年12月24日に満了するため、後任の固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 《再任》 <table><tr><td>候補者</td><td>任 期</td></tr><tr><td>中居 喜芳 氏</td><td rowspan="2">令和元年12月9日から3年間</td></tr><tr><td>内田 秀弘 氏</td></tr><tr><td>秋永 啓子 氏</td><td>令和元年12月25日から3年間</td></tr></table> 《新任》 <table><tr><td>候補者</td><td>任 期</td></tr><tr><td>前嶋 卓弥 氏</td><td rowspan="3">令和元年12月9日から3年間</td></tr><tr><td>山本恵美子 氏</td></tr><tr><td>佐々木弘江 氏</td></tr></table>	候補者	任 期	中居 喜芳 氏	令和元年12月9日から3年間	内田 秀弘 氏	秋永 啓子 氏	令和元年12月25日から3年間	候補者	任 期	前嶋 卓弥 氏	令和元年12月9日から3年間	山本恵美子 氏	佐々木弘江 氏	固定資産評価審査委員会
候補者	任 期															
中居 喜芳 氏	令和元年12月9日から3年間															
内田 秀弘 氏																
秋永 啓子 氏	令和元年12月25日から3年間															
候補者	任 期															
前嶋 卓弥 氏	令和元年12月9日から3年間															
山本恵美子 氏																
佐々木弘江 氏																
174	教育委員会委員の任命について	【提案理由】教育委員会委員1人の任期が令和元年12月24日に満了するため、後任の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。 候補者：《新任》野口 徹 氏 任 期：令和元年12月25日から4年間	教育総務課													

主な質疑応答の概要

【議案第131号令和元年度伊賀市一般会計補正予算について】

記 者：（空家等対策推進事業経費）220万円は補助金ですか。

市 長：国からの補助金です。

空き家対策推進課：国費が1/2の110万円です。

記 者：工事はそろそろ始まっているのですか。

空き家対策推進課：拠点となる栄楽館は、本日、業者・施工業者が決定し、工期が3月25日まで、今年度中に完成予定です。これから工事に取り掛かっていくところです。

完成後は、ホテル運営会社が社員研修等を行う準備期間があるため、今のところ

ろ5月に開業予定で進めています。

記 者：市長から期待などありますか。

市 長：これは地域づくり・地域経済の振興ということについて言えば、無い物ねだりをするのではなく、ある物を有効に使っていく。それをニーズ（需要や要求など）・シーズ（材料や技術など）に合わせて使っていくということが大変重要な局面に来ている中で、我々にとっても有難い事業だと思います。私どもも出資をしているため、是非とも広報活動もしっかりしながら、営業に繋げていけるようにしたいと思います。

【議案第 140 号伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎の設置及び管理に関する条例の制定について】

記 者：9月議会で賛成 10 人・反対 13 人で否決され、3ヶ月後に再び名前を変えて提出するその思いをお伺いできますか。

市 長：たくさんの市民の方から、「せっかく（寄附）いただいたものである。」「先人の文化活動をそこで体感していく必要性を感じている。」といったご意見も伺っています。そういう意味で、早く開館に向けた準備に取り掛かれるようにしたいということです。

【議案第 144 号伊賀市駐車場条例の一部改正について】

記 者：6月議会で継続審査となり、9月議会中に取下げが認められた条例と同じものですが、違いはありますか。

総務部長：施行日が変わっています。

記 者：その施行日は来年の4月1日。前は 10 月 1 日でしたよね。

総務部長：そこだけ加えています。

記 者：城北駐車場の金額は上げないのですね。

総務部長：そうです。

【議案第 146 号伊賀市斎苑条例の一部改正について】

記 者：斎苑使用料の値上げは、（1 体、12 歳以上）約 600 円ですか。また、「定住自立圏域の区分」とは、定住自立圏協定を締結している3自治体（笠置町・南山城村・山添村）のことですか。

総務部長：そうです。

記 者：「定住自立圏域の区分」の斎苑使用料金（の根拠）は、どこから出されてきたものですか。

市 長：山添村が、従前から1件につき2万円を補助しているため、（補助後の使用料金が）伊賀市民の使用料金を下回らないというのが必須の条件です。

記 者：そうすると、（山添村では）実質負担額は1万7,800円ですね。

市 長：申請すれば補助が貰えるということことです。

記 者：2万円の補助を出しているのは山添村だけですか。

市 長：山添村だけです。

【議案 149 号伊賀市地区市民センター条例の一部改正について】

記 者：条例を廃止するということは、この建物は今後「ふるさと会館いが」ではなくなるのですか。

総務部長：条例はなくなることになります。

記 者：また改めて名称は決めるのですか。

総務部長：設置条例ができることはないと思いますが、呼び方は決める必要があります。